

全域共通のチェックリスト(適合状況説明書)

工作物の建設等

景観形成基準に対する適合状況を適合状況記載欄に**具体的**に記入してください。
該当しない基準については、適合状況記載欄に該当なしとご記入ください。

指摘事項が出た場合、指摘事項に対する措置状況を措置状況記載欄に追記し、図面に変更がある場合は変更後の図面を添付すること。

		景観形成基準	景観形成基準に対する 適合状況記載欄	町田市指摘事項① 町田市指摘事項②		措置状況記載欄① 措置状況記載欄②	確認
				①	②		
配置	1	まち並みの調和を図るため、周辺の道路などの公共空間から見えにくい位置に配置する。		①			□
				②			
	2	道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、工作物同士、或いは工作物と建築物との間に十分な間隔を確保して配置する。		①			□
				②			
形態・意匠・色彩	3	色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。		①			□
				②			
	4	まち並みの調和や、魅力ある沿道景観の創出のため、通りからの見え方に配慮した形態・意匠とする。		①			□
				②			
高さ・規模	5	道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、外壁は周辺のまち並みとの調和に配慮した高さ、規模とする。		①			□
				②			
外構・緑化	6	道路などの公共空間から直接見えないように植栽で周辺を囲む、もしくは塀やフェンスを設ける。		①			□
				②			
	7	塀やフェンスを設ける際は、前面にみどりを配置するなどの配慮をする。		①			□
				②			
	8	塀やフェンスを設ける際は、道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、高さを抑える、透過性のあるフェンスにするなどの工夫をする。		①			□
				②			
	9	塀やフェンスを設ける際は、低彩度の色彩を用いる。		①			□
				②			
歴史的な資源や自然資源への配慮	10	敷地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合(第3章参照)には、周辺の道路などの公共空間からこれらの資源への眺望を妨げない配置とする		①			□
				②			
	11	敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合(第3章参照)には、それらに調和した建築物の形態・意匠、外構とする。周辺とは、概ね100m以内をいう。敷地内や周辺に緑地や公園、駅などの地域の拠点になるものがある場合も同様に考える。		①			□
				②			
水辺への配慮	12	河川や水路などの水辺に接する場合、水辺側からの見え方に配慮し、高い塀の設置や設備機器の露出を避けるなどの工夫をする。		①			□
				②			
地域別方針への適合	13	第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。第4章に示す景観形成の方針。「町田市景観づくりガイドライン(みちしるべ)」に基づいて、その地域の資源や特徴に配慮した計画とする。		①			□
				②			

太陽光発電設備	14	道路などの公共空間から直接見えないように、中低木を植栽する。		①			☐
				②			
	15	フェンスを設ける際は、ルーバー状やスリット状の目隠しフェンスとする。		①			☐
				②			
	16	太陽光パネルの設置最高高さは、道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、地盤面から原則2m以下とし、やむを得ず2mを超える際は、公共空間からの距離を確保するなどの配慮を行う。		①			☐
				②			
	17	太陽光パネルは向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とする。		①			☐
				②			
	18	太陽光パネルの色彩は、黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また素材は反射が少なく模様が目立たないものを採用する。		①			☐
				②			
	19	道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、大幅な盛土は避ける。		①			☐
				②			
地上設置型携帯電話基地局	20	アンテナを小さくしボックス類の数を少なくするなどすっきりとした形状にする。		①			☐
				②			
	21	道路などの公共空間から直接見えないように、中低木を植栽する。		①			☐
				②			
	22	支柱の色彩は、低彩度・低明度とし、フェンスなどを設ける場合、支柱の色彩に揃える。		①			☐
				②			